

パブリック・コメント手続（意見募集）

都市計画道路網の見直し方針について

【意見募集期間】

令和3年（2021年） 令和4年（2022年）

12月16日（木）～ 1月11日（火）

【問い合わせ先】

都市部都市計画課

電話 046-822-8305（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

1 意見募集の趣旨

円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市の骨格を形成する道路を都市計画道路として計画してきましたが、長期未整備の都市計画道路が多く存在していたことから、平成 22 年度に「都市計画道路網の見直し方針」を策定し、都市計画変更を行いました。

前回の見直しから約 10 年が経過し、社会情勢が変化していることから、改めて路線の必要性について検証を行い、都市計画道路網の見直し方針の改定案をとりまとめましたので、市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

2 方針の構成

1 見直しの考え方・進め方

- 1 現状と課題 / 2 基本的な考え方 / 3 前回からの変更点 / 4 見直しフロー

2 総合的判断検証結果一覧

逸見鷹取山線 / 追浜夏島線 / 坂本芦名線 / 浦賀野比線 /
観音崎環状線 / 田浦逗子線 / 三軒家鴨居線 / 湘南国際村山科台線

3 見直し結果（変更及び廃止候補路線）

①追浜夏島線 / ②三軒家鴨居線 / ③観音崎環状線 / ④浦賀野比線

4 今後の流れ

参考 都市計画道路整備プログラム

3 今後のスケジュール

令和 3 年 12 月 16 日 パブリック・コメント手続による意見募集

～令和 4 年 1 月 11 日

令和 4 年 3 月 都市整備常任委員会へ結果報告

都市計画道路網の見直し方針 (案)

令和3年（2021年）12月

背景

本市では1回目の見直しを平成19年度から平成21年度の3か年で行いましたが、その後約10年が経過したことによる社会情勢の変化に対応するため、以下の5つの視点で2回目の見直しを進めることとしました。

- ① 人口・交通需要の減少が継続的に進行しており、定量的な観点から必要性を改めて検証する必要がある。加えて人口減少等に伴い、市の財政状況の逼迫が予想されることから、必要な機能の充足について、現道の利活用を含めて効率的かつ効果的な道路計画・整備が求められている。
- ② 頻発する大規模地震や台風・集中豪雨等への備えとして、緊急輸送路・救急搬送、避難路、延焼遮断など様々な機能を担っている都市計画道路は、防災上欠かせないインフラとなっており、災害への対応・防災の観点から必要性を再検討することが必要である。
- ③ 神奈川県は、平成30年度から2回目の見直しを行う方針を提示している。
- ④ 前回の見直し以降に更新または新たに策定された上位計画（都市計画マスタープラン等）・関連計画の内容を把握し、都市計画道路の配置との整合状況、これらの計画に対し都市計画道路が果たす役割を確認し、必要性の再検証が必要である。
- ⑤ 平成30年度策定の「横須賀市立地適正化計画」との整合を図る必要がある。

1 見直しの考え方・進め方

1 現状と課題

1 回目の都市計画道路網の見直しから約 10 年経過したが、長期未整備の都市計画道路は依然として多く存在しており、建築制限も残っています。

人口減少・高齢化社会の進展、厳しい財政状況による公共投資の減少等、道路を取り巻く社会情勢も変化しており、道路に求められる真に必要な機能を検討・整備をする必要があります。

2 基本的な考え方

1 回目の都市計画道路網の見直しから約 10 年経過したが、長期未整備の都市計画道路は依然として多く存在しており、建築制限も残っています。

人口減少・高齢化社会の進展、厳しい財政状況による公共投資の減少等、道路を取り巻く社会情勢も変化しており、道路に求められる真に必要な機能を検討・整備をする必要があります。

3 前回からの変更点

【基本的な考え方】

- ・前回の考え方を踏襲する。

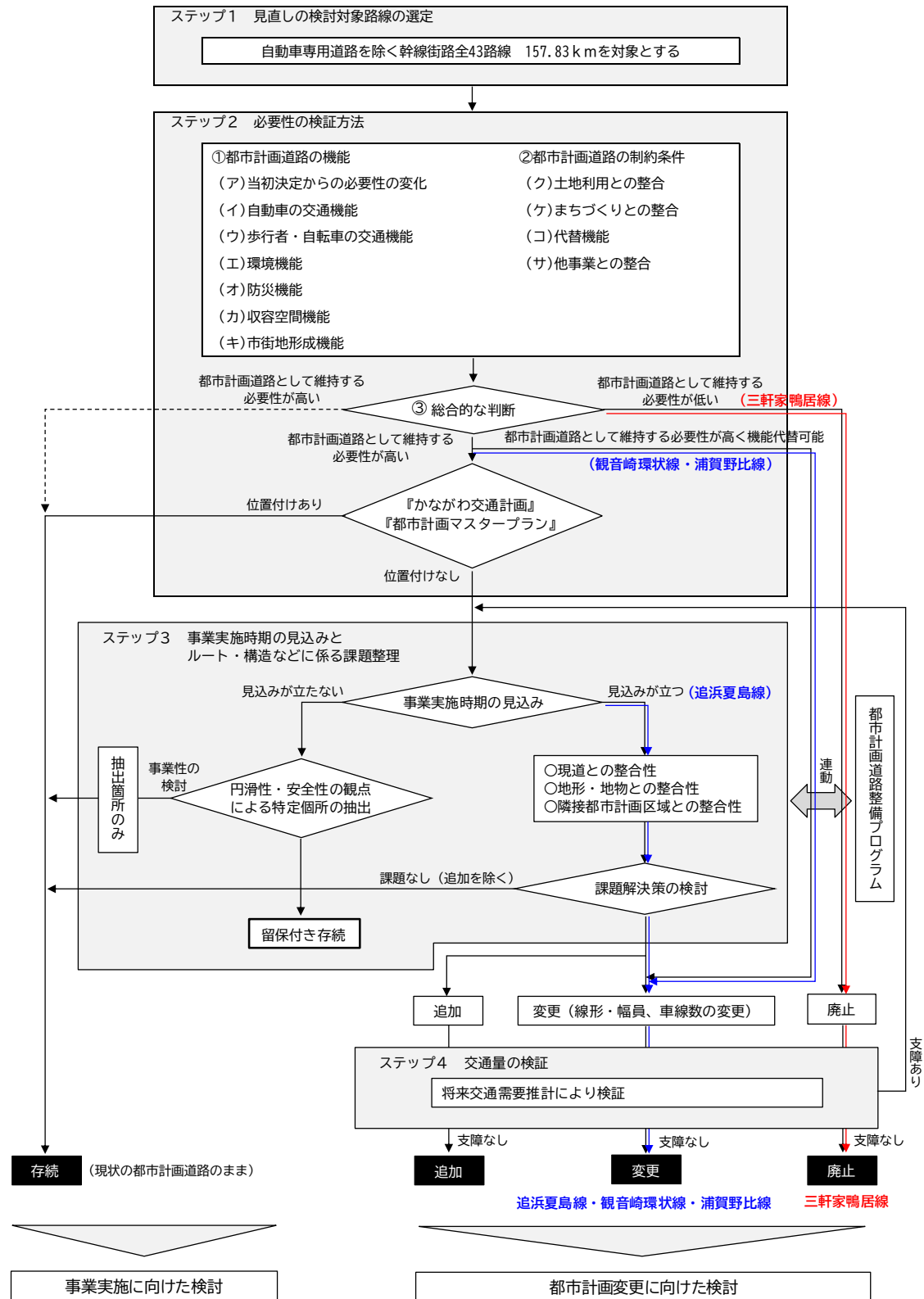
【見直しのパターン】

- ・前回と同様「存続」「変更（線形又は幅員）」「廃止」、必要に応じて「追加」を検討する。

【見直しフロー】

- ・前回の見直しから津久井林線廃止、H22 計画決定の湘南国際村山科台線を追加。
- ・検証項目（評価指標）の時点修正及び立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域の観点を追加。また必要性が高くても現道で機能代替できる場合は「変更」とする選択肢を新たに設定。
- ・現道等との整合性を踏まえ、部分的な未整備区間の現道改良等により課題解決が図れる場合には、現道等への「変更」という選択肢を新たに設定。

4 見直しフロー



【ステップ2】必要性の検証方法

「都市計画道路の機能」「都市計画道路の制約条件」に基づき、(ア)から(キ)の7つに分類し、その機能ごとに全部で22個の指標を定め、点数化による評価を行う。その後、(ク)～(サ)の制約条件の評価などをもとに、都市計画道路として維持する「必要性が高い」「必要性が低い」「必要性が高く機能代替可能」を総合的に判断する。

①都市計画道路の機能の評価

- ・道路の機能が高い路線・区間や、道路の機能が低い路線・区間を抽出。

②都市計画道路の制約条件の評価

- ・まちづくりや他事業との整合をとる必要のある路線・区間や、現道が代替機能を持つ路線・区間を抽出。

③総合的な判断

- ・都市計画道路の機能や制約条件、周辺道路との関係や地域が抱える現状・課題等から、都市計画道路として維持する必要性を総合的に判断する。（次ページ参照）

【ステップ3】事業実施時期の見込みとルート・構造などに係る課題整理

都市計画道路整備プログラムと連動した事業実施時期の見込みや、地形地物・隣接都市計画区域との整合性などから課題を整理し「存続」「留保付き存続」「追加」「変更」「廃止」の見直しパターンを判断する。

○事業実施時期の見込み

- ・都市計画道路整備プログラムより、短期と中期を見込みが立つ路線として抽出する。

○課題解決策の検討

- ・渋滞や路上駐車が見られるほか、再開発事業等で今後の交通量の増加が見込まれ、設計交通量に対し将来交通量が大きく上回る“追浜夏島線”の幅員増の変更を検討。

【ステップ4】交通量の検証

線形・幅員及び車線数の「変更」、路線・区間の「追加」や「廃止」にあたっては存続路線・区間を含めた将来交通需要推計にもとづき交通量の検証を行う。この結果、混雑度などに支障があると判断された場合については再度課題解決策の検討を行う。

○将来交通需要推計により検証

- ・“三軒家鴨居線”を廃止、“追浜夏島線”を変更とした場合の将来交通量推計を行った結果、周囲の路線への影響はなく問題はない。

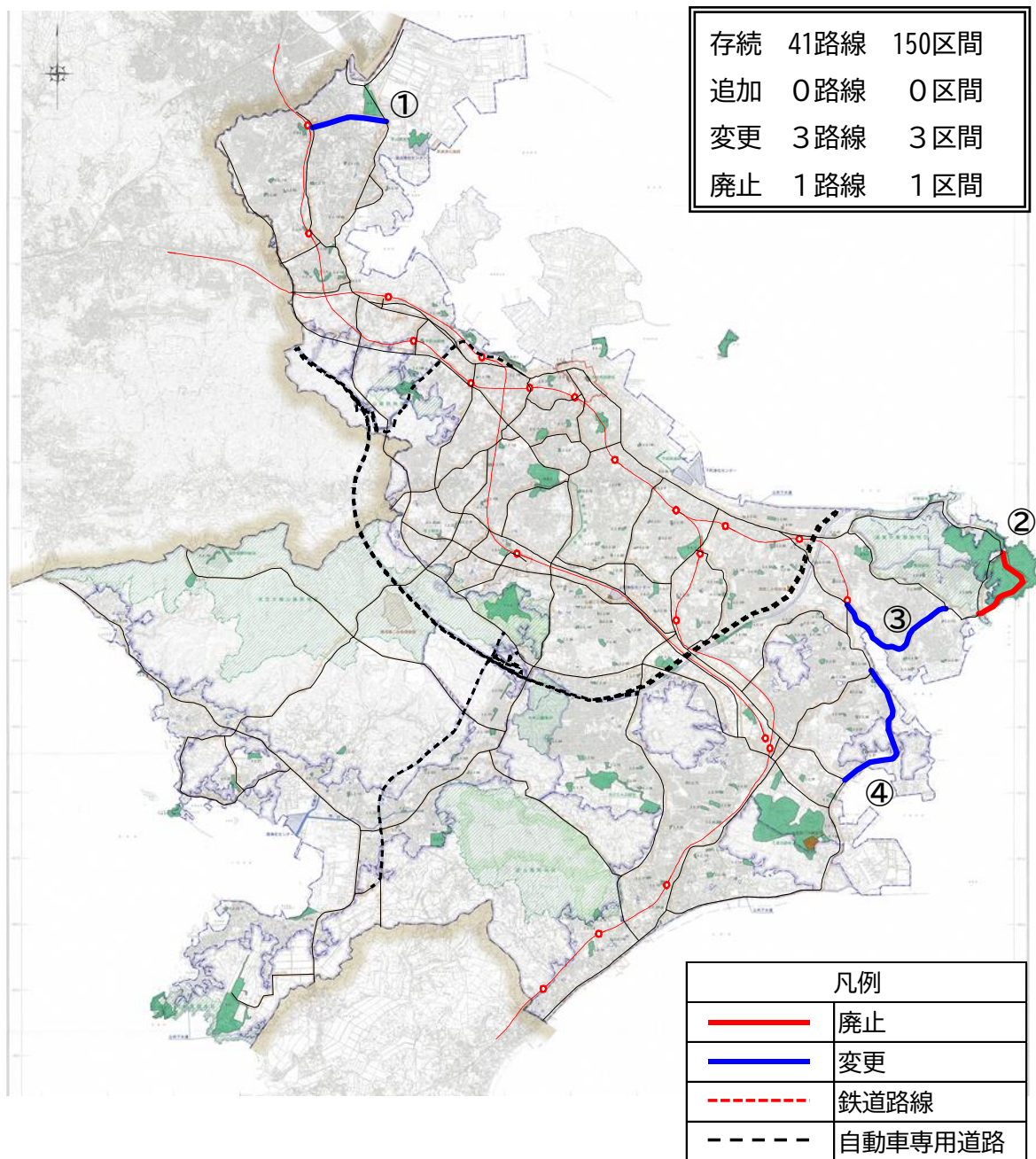
2 総合的判断検証結果一覧

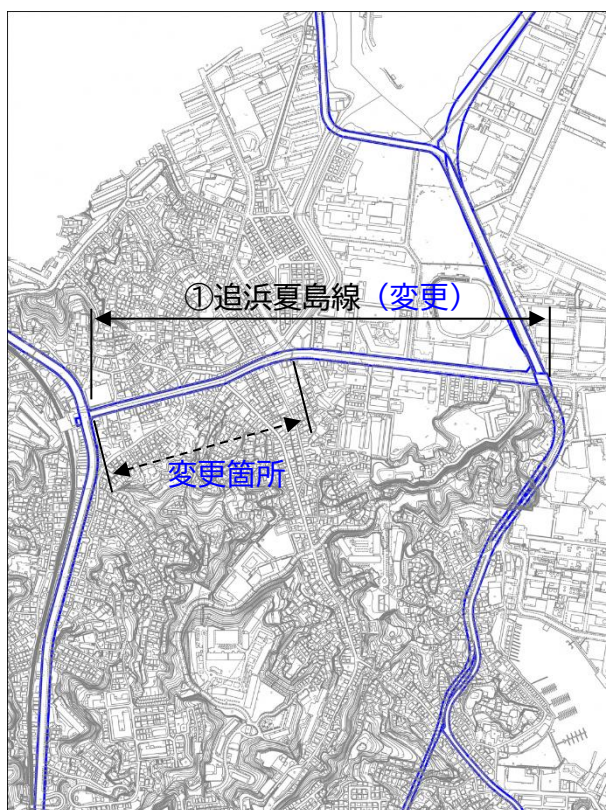
見直しフローに基づき、機能や制約条件を踏まえ、周辺道路との関係や地域が抱える現状・課題等から都市計画道路として維持する必要性を総合的に判断した結果を以下に示す。

総合的判断対象区間		ステップ2：必要性の検証方法											
道路 番号	都市計画道路名称（区間）	①都市計画道路の機能								②都市計画道路の制約条件			
		(ア) 当初からの 変化	(イ) 自動車 交通機能	(ウ) 歩行者・自転車 交通機能	(エ) 環境 機能	(オ) 防災 機能	(カ) 収容空間 機能	(キ) 市街地形成 機能	多機能性（複数機能で満点の50%を超える）	(ク) 土地利用との 整合	(ケ) まちづくりとの 整合	(コ) 代替 機能	(サ) 他事業との 整合
		8点 満点	8点 満点	4点 満点	4点 満点	8点 満点	6点 満点	6点 満点					
3.3.6	逸見鷹取山線 (田浦町4丁目～田浦泉町)	3	0	0	2	4	0	3			●		
3.3.9	追浜夏島線 (追浜町3丁目～夏島町)	6	5	2	2	7	4	5	●				● 追浜駅前 再開発
3.4.5	坂本芦名線 (芦名1丁目5番地～16番地)	2	1	1	2	0	0	1			●		
3.6.1	浦賀野比線 (西浦賀1丁目～長瀬1丁目)	1	3	3	0	4	3	5	●			●	
3.6.2	観音崎環状線 (鴨居1丁目～東浦賀1丁目)	4	4	2	0	3	4	6	●			●	
3.6.9	田浦逗子線 (田浦町5丁目11番地～65番地)	1	1	1	1	3	2	3			●		
3.6.10	三軒家鴨居線 (鴨居4丁目～3丁目)	1	3	1	0	0	1	3				●	
3.6.18	湘南国際村山科台線 (山科台～芦名3丁目)	3	2	1	2	1	3	3		● Yハート地区 地区計画			

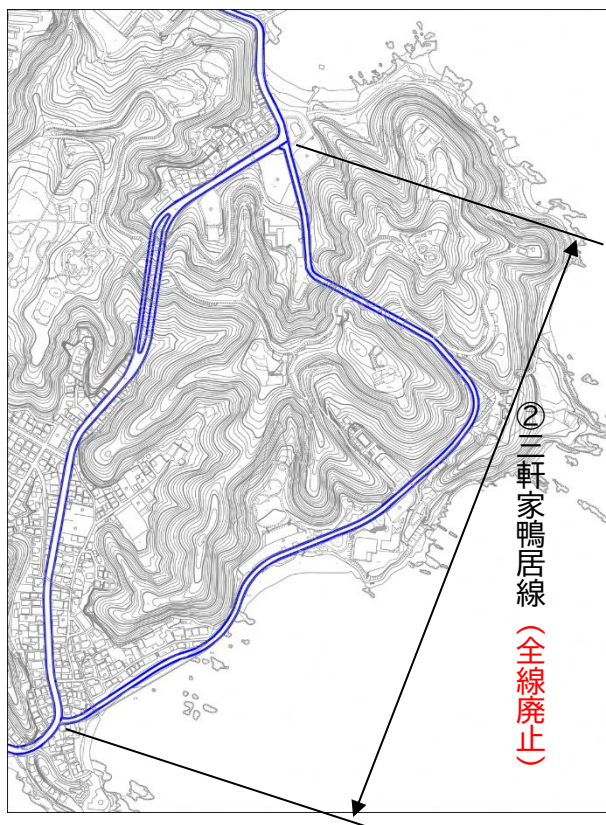
ステップ2：必要性の検証方法							ステップ3：課題整理等	ステップ4：交通量の検証	見直し結果
③総合的な判断						上位計画との関連			
現道の有無	整備の有無	周辺道路との関係	地域が抱える現状・課題等	都市計画道路として維持する必要性	主な判断要因				
		● 久里浜田浦線		高い	周辺道路との関係				存続
●	●		朝夕に渋滞が見られる	高い	①都市計画道路の機能(サ)まちづくりとの整合 地域の現状課題	都市マス	将来交通量が設計交通量を上回る。 (混雑度が高い)	幅員増で推計 →支障なし	変更
		● 佐島環状線		高い	周辺道路との関係	都市マス			存続
●	● ただし線形ズレ			高く機能代替可能	①都市計画道路の機能(コ)代替機能 整備状況			現道で推計 →支障なし	変更
●	● ただし線形ズレ			高く機能代替可能	①都市計画道路の機能(コ)代替機能 整備状況			現道で推計 →支障なし	変更
●		● 逗子市都計道		高い	周辺道路との関係				存続
●	● ただし線形ズレ		周辺土地利用状況の変化に伴い、交通量が大幅に減少	低く機能代替可能	①都市計画道路の機能(コ)代替機能 整備状況 地域の現状課題			廃止で推計 →支障なし	廃止
				高い	(ク)土地利用との整合	みちづくり計画			存続

3 見直し結果（変更及び廃止候補路線）

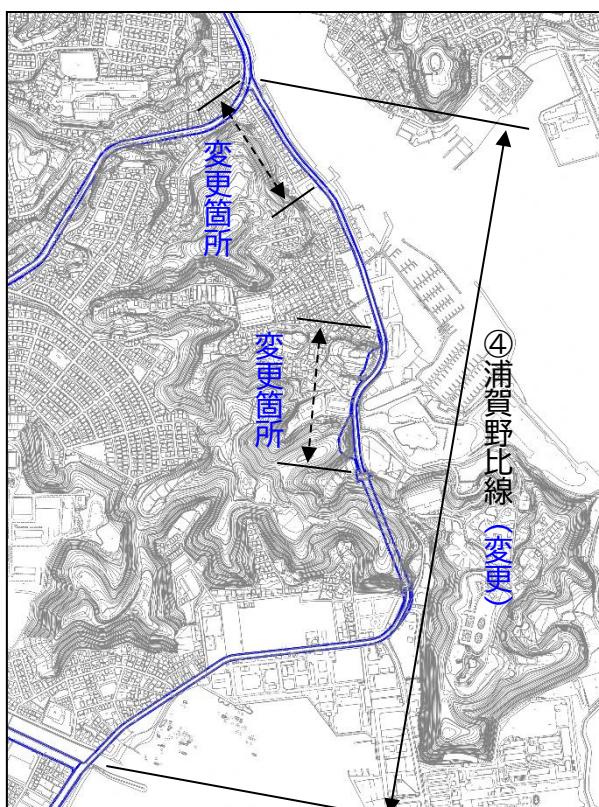
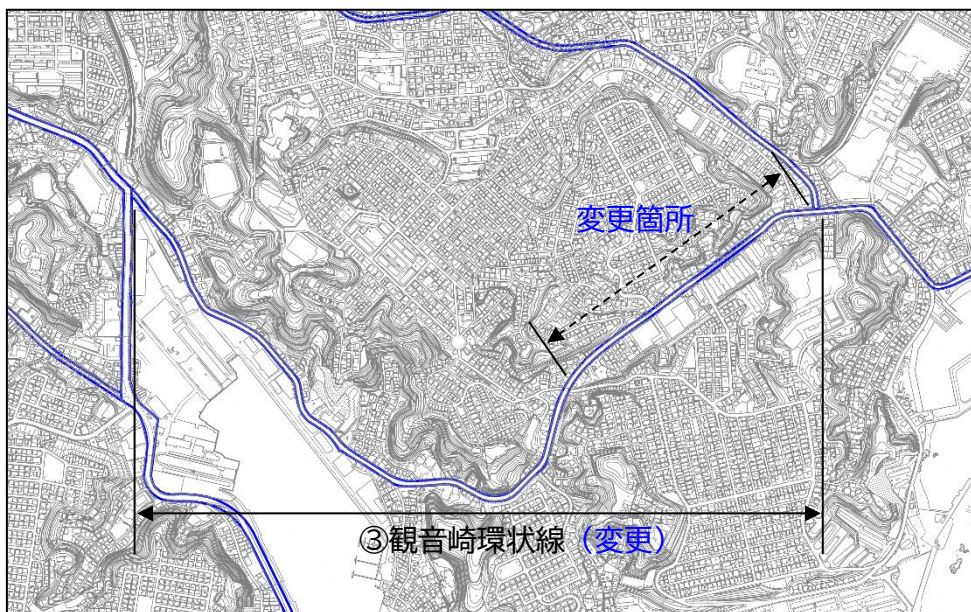




①追浜夏島線	
機能の評価	高い（多機能）
制約条件の評価	追浜駅前再開発、 国道 357 号
【総合的判断】 国道16号及び延伸が計画されている国道357号に挟まれており、さらに追浜駅前再開発等により今後の交通量の増加が予測される。 8,000台/日の設計交通容量に対し、将来交通量9,700台/日であり、設計交通容量を上回るため、現道以上に整備をする必要がある。	
必要性	高い
見直し結果	変更（幅員増）



②三軒家鴨居線	
機能の評価	低い
制約条件の評価	現道が代替機能あり
【総合的判断】 周辺の土地利用状況が変化したことに伴い交通量も大幅に減少したことから、都市施設として定める必要性は低く、今以上に整備する必要性も低いため廃止し、現道は道路法の市道として担保していく。	
必要性	低く機能代替可能
見直し結果	廃止（現道は市道として担保する）



③観音崎環状線、④浦賀野比線	
機能の評価	高い（多機能）
制約条件の評価	現道が代替道路あり
【総合的判断】 現道で道路幅員を十分確保できており、両側に歩道も有る。交通量推計による混雑度も1.0を大きく下回っており、現道で都市計画道路の代替機能を備えている。 道路の持つ機能は高いため都市計画道路としては残し、現道で代替できることから現道の線形に合わせ変更する。	
必要性	高く機能代替可能
見直し結果	変更（現道に合わせ変更し整備済とする）

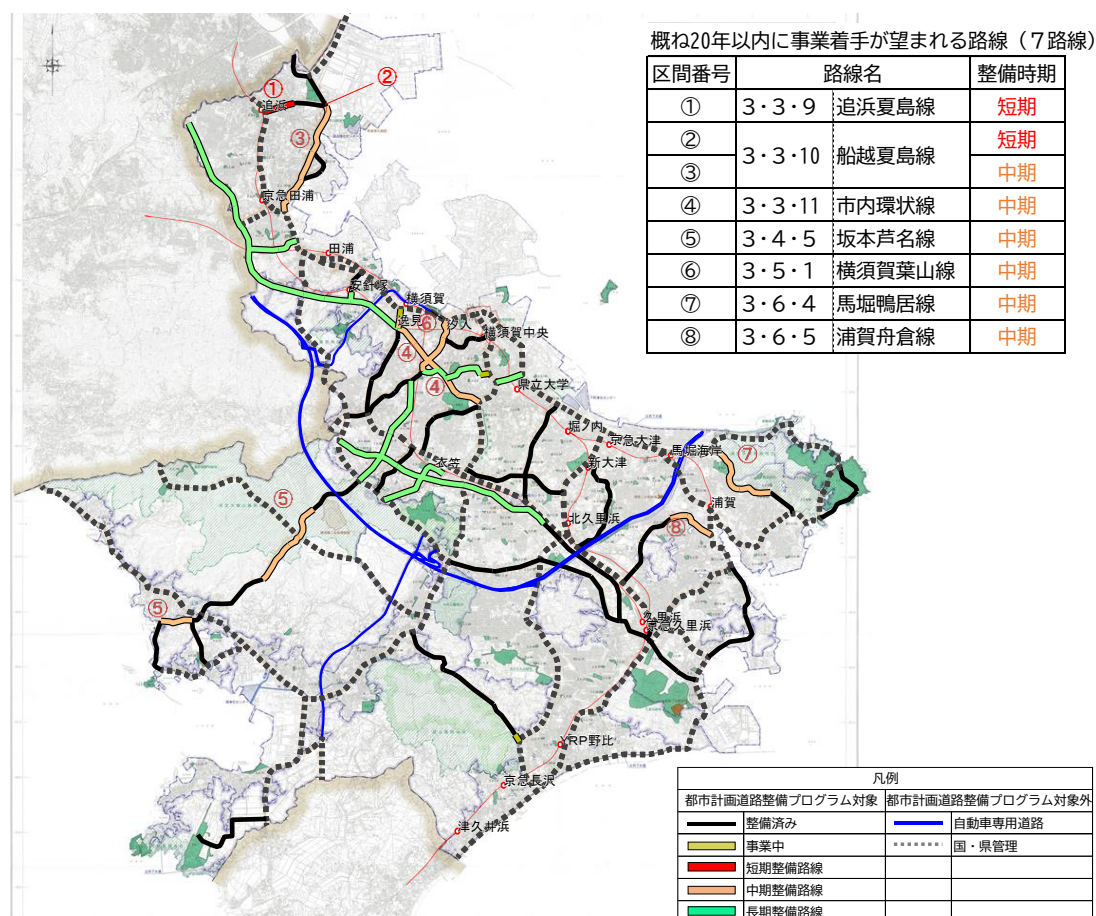
4 今後の流れ

- ・都市計画審議会でパブリック・コメント手続の結果を報告（令和4年1月予定）
- ・「都市計画道路網の見直しについて」策定（令和4年3月）
- ・都市計画変更の手続き（令和4年度以降）

参考 都市計画道路整備プログラム（ステップ3より）

○都市計画道路整備プログラムの目的

計画的・効果的な道路整備を進めるとともに、道路事業の透明性の確保を図ることを目的として策定するものです。限られた財源で真に必要な道路整備を行うために、都市計画道路見直しのフローにおけるステップ2の必要性の検証に加え、費用対効果に基づく定量的な評価を併せ、未整備区間の接続や現道機能の強化による幹線道路ネットワーク形成の観点から、概ね20年後の都市計画道路網構築を目的として策定します。（横須賀市道を対象）



意見の提出方法

1 提出期間

令和3年（2021年）12月16日（木）から
令和4年（2022年）1月11日（火）まで

2 あて先

横須賀市都市部都市計画課

3 提出方法

- 書式は特に定めておりません。
- 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
 - （3）（市内に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - （4）（当該意見募集案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
- 次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・都市部都市計画課（横須賀市役所分館4階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
 - ・各行政センター
 - （2）郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 都市部都市計画課
 - （3）ファクシミリ
 - 046-826-0420
 - （4）電子メール
 - cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただきましたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。